

犬山市の公共施設の変遷

平成28年3月

犬山市教育委員会歴史まちづくり課

目次

1. 犬山市の沿革

- 市域の形成（町村合併）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 町村合併による経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 町村合併フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 犬山城下町における公共施設の変遷

- 犬山城下町地区における公共施設の位置図（都市計画図）・・・・・・・・ 3
- 犬山城下町地区における公共施設の位置図（航空写真）・・・・・・・・ 8
- ① 犬山市役所の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ② 犬山簡易裁判所の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ③ 犬山区検察庁の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ④ 名古屋法務局犬山出張所の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ⑤ 犬山郵便局の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ⑥ 公共職業安定所の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ⑦ 愛知県警察犬山警察署の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

3. 犬山城下町における教育施設の変遷

- ① 犬山市立北小学校の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- ② 犬山市立南小学校の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- ③ 犬山市立犬山中学校の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- ④ 愛知県立犬山高等学校の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- ⑤ 犬山市立犬山幼稚園の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

4. 犬山城下町における神社の変遷

- ① 針綱神社の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- ② 犬山神社の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- ③ 三光稲荷神社の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

- 参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

1. 犬山市の沿革

■ 市域の形成（町村合併）

犬山市では、明治以降において町村合併が繰り返し行われてきた。かつては別々だった犬山城を中心とした城下町地区や農村集落地域、東部丘陵地域などのさまざまな特性を有する地域が本市に組み合わさって、現在の犬山市の姿が形づくられている。そうした町村合併の経緯を以下に示す。

■ 町村合併に至る経緯

① 郡区町村制の施行（明治11年）

※出典『犬山市史通史編下 近世・現代』

愛知県では、明治11年（1878）12月に、従来の区制を廃止し、地方を区画して、郡・区・町・村を置き、郡、町村の名称は従来のままとした。犬山市域では、これまでの戸長役場が廃止され、稲置村・富岡村・前原村・学伝村・羽黒村・高雄村の6ヵ村に戸長役場が置かれた。

役場名	役場位置	町村名
第1組	稲置村	稲置村
第2組	富岡村	栗栖村、継鹿尾村、富岡村、善師野村、今井村
第3組	前原村	塔野地村、前原村、池野村
第4組	学伝村	学伝村
第5組	羽黒村	羽黒村、羽黒新田
第6組	高雄村	上野村、木津村、高雄村、五郎丸村、橋爪村

※犬山市史通史編上より引用

② 市制町村制の施行（明治22年）

※出典『犬山市史通史編下 近世・現代』

犬山市域の町村制は、明治22年10月1日（1889）に施行され、新しく善師野村、岩田村、今井村、羽黒村、犬山町、岩橋村、高雄村の1町7村が誕生した。次いで、明治23年（1890）10月6日、今井村は分離して今井村と池野村となった。

③ 明治39年の大合併（明治39年10月）

※出典『犬山市史通史編下 近世・現代』

明治39年に第5次合併が起こり、市域の町村が犬山町・城東・羽黒・楽田・池野村の1町4ヵ村となった。

④ 市制の施行（昭和29年）

※出典『犬山市史通史編下 近世・現代』

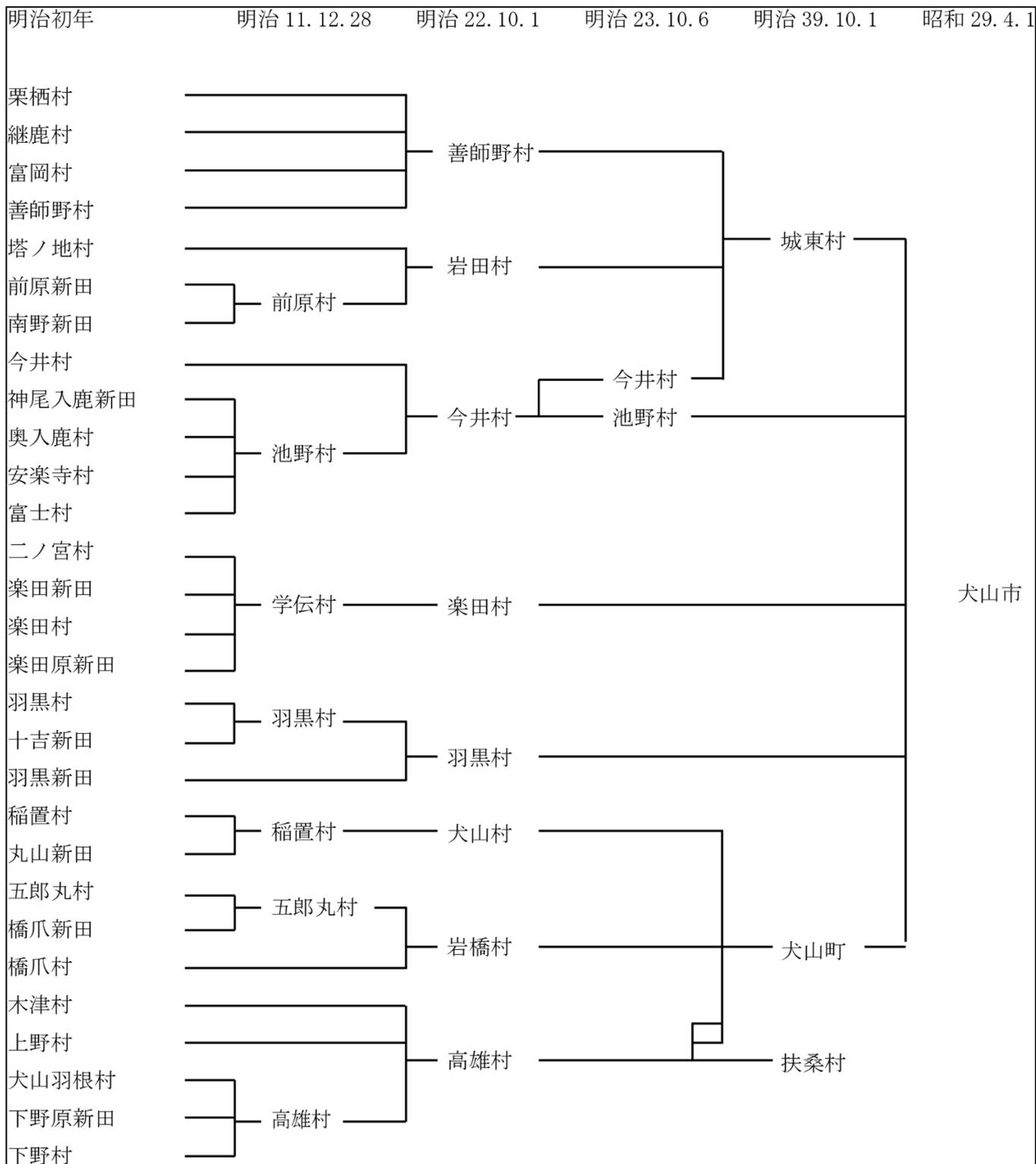
昭和29年、町村合併によりその組織及び運営を合理的かつ能率的にし、住民の福祉を増進するために、規模の適正化を図ることを積極的に推進し、町村における地方自治の本旨の実現に資することを目的とする「町村合併促進法」が国により施行された。これを受け、当時の5ヵ町村長及び議会議員を委員とする「市制促進委員会」が組織され、合併問題を協議した。

その後も、慎重に討議を重ねるとともに、先進都市の視察調査を行ないながら、住民の意向聴取も合わせて実施した。この結果、住民の多くが、合併して市制を施すことに賛成していることが判明したため、町村合併促進法に基づき、同年2月15日に「犬山町他4ヶ村合併促進協議会」が設置された。その後、関係5ヶ町村長は一斉に臨時議会を招集し、「町村を廃し市を設置する処分を申請することについて」の案件を提案した。犬山町議会は、29年3月2日に召集され、町長の提案理由の説明に基づいて協議し、全会一致で可決した。

この関係5ヶ町村の議決を経て、「犬山市施行申請書」が県に提出され、同年4月1日をもって、新制犬山が誕生することを認められ、犬山市が誕生した。

■ 町村合併フローチャート

町村合併を行った時代や変遷過程のフローチャートを以下に示す。

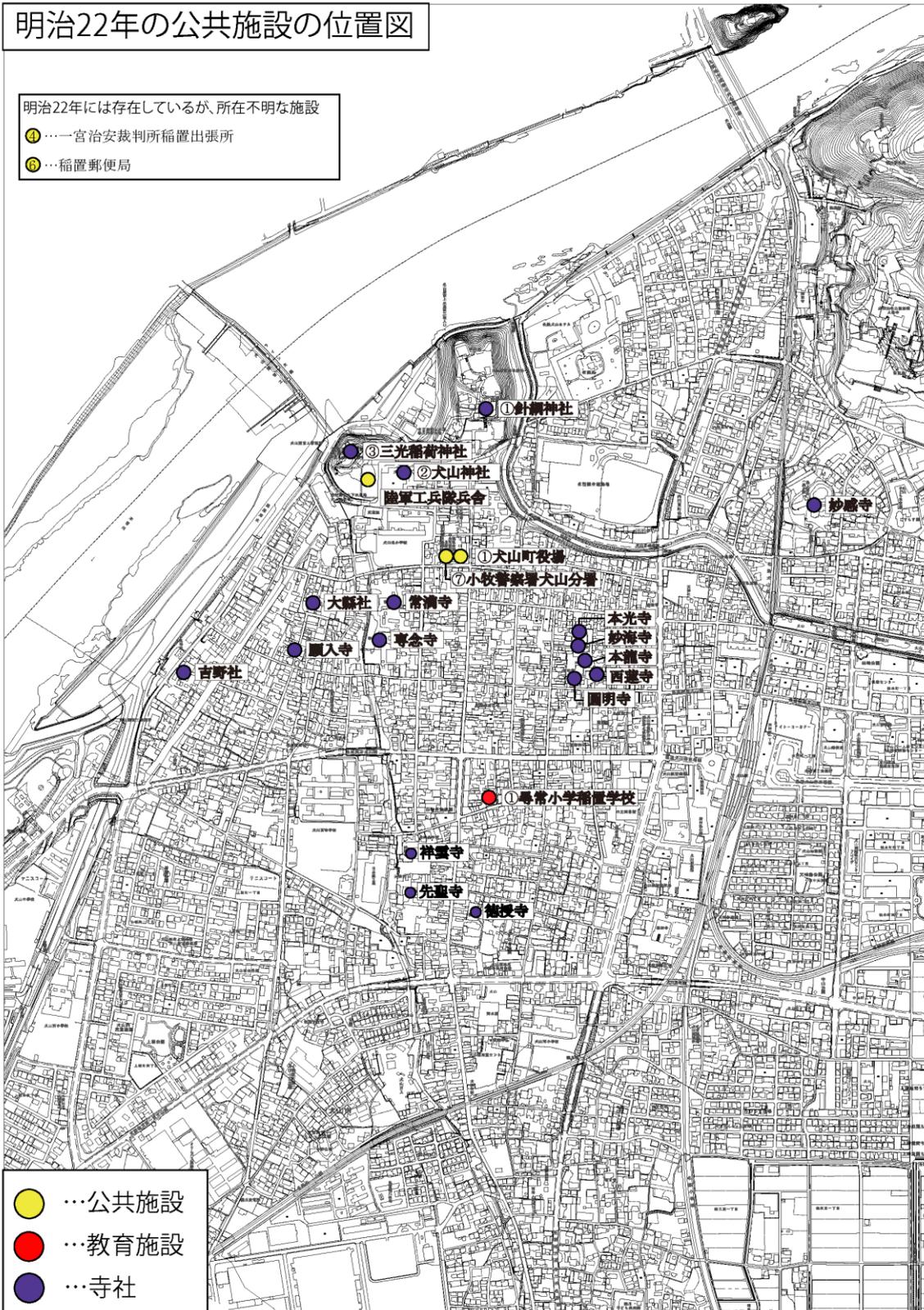


明治期に確認できた公共施設は少ないものの、そのほとんどが犬山城を中心とした犬山城城郭内に配置している。

明治22年の公共施設の位置図

明治22年には存在しているが、所在不明な施設

- ④ …一宮治安裁判所稲置出張所
- ⑤ …稲置郵便局

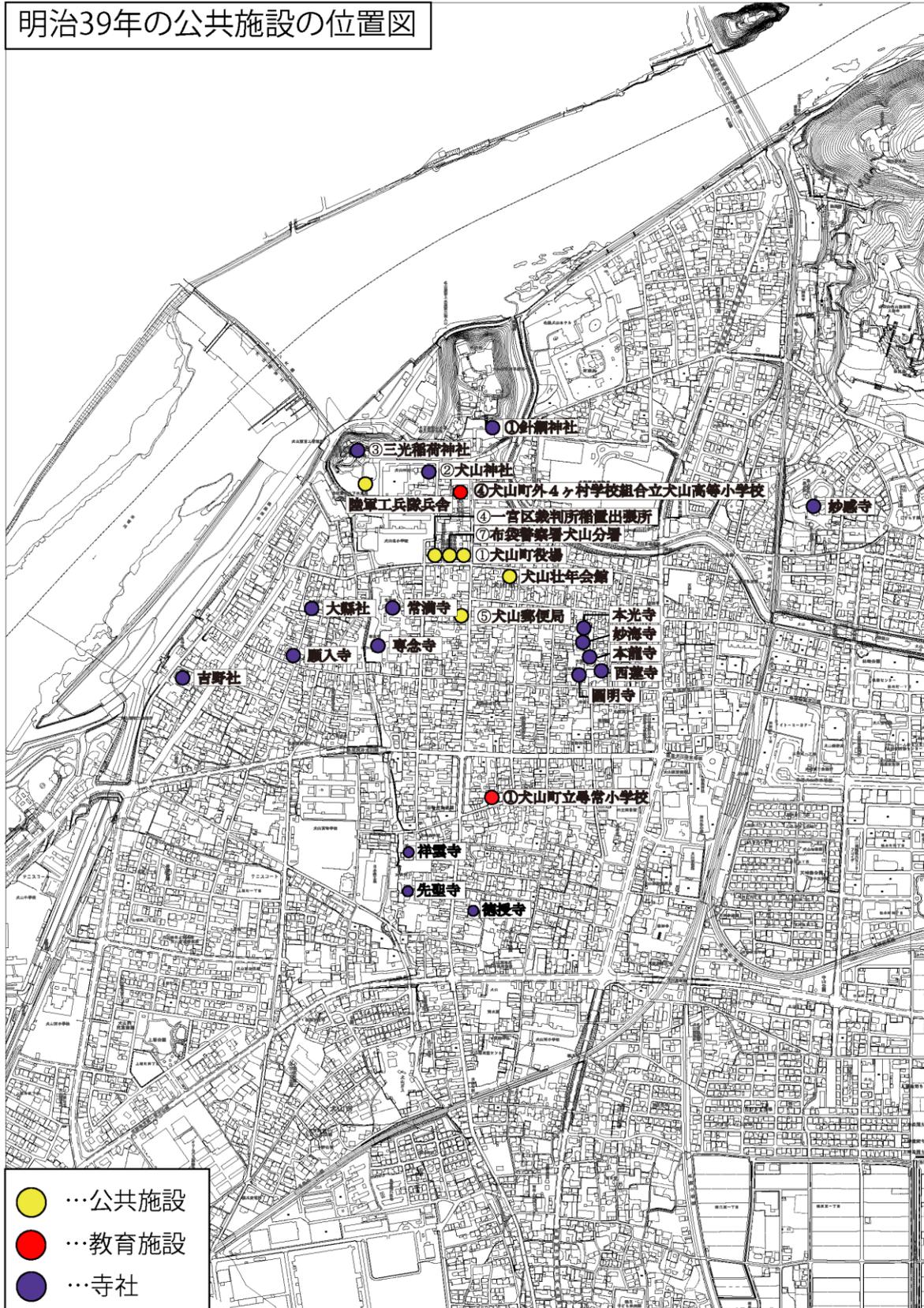


- …公共施設
- …教育施設
- …寺社

※ 番号は後に記載する「犬山城下町における公共施設の変遷」、「犬山城下町における教育施設の変遷」及び「犬山城下町における神社の変遷」における調査番号と同様の番号を記載。

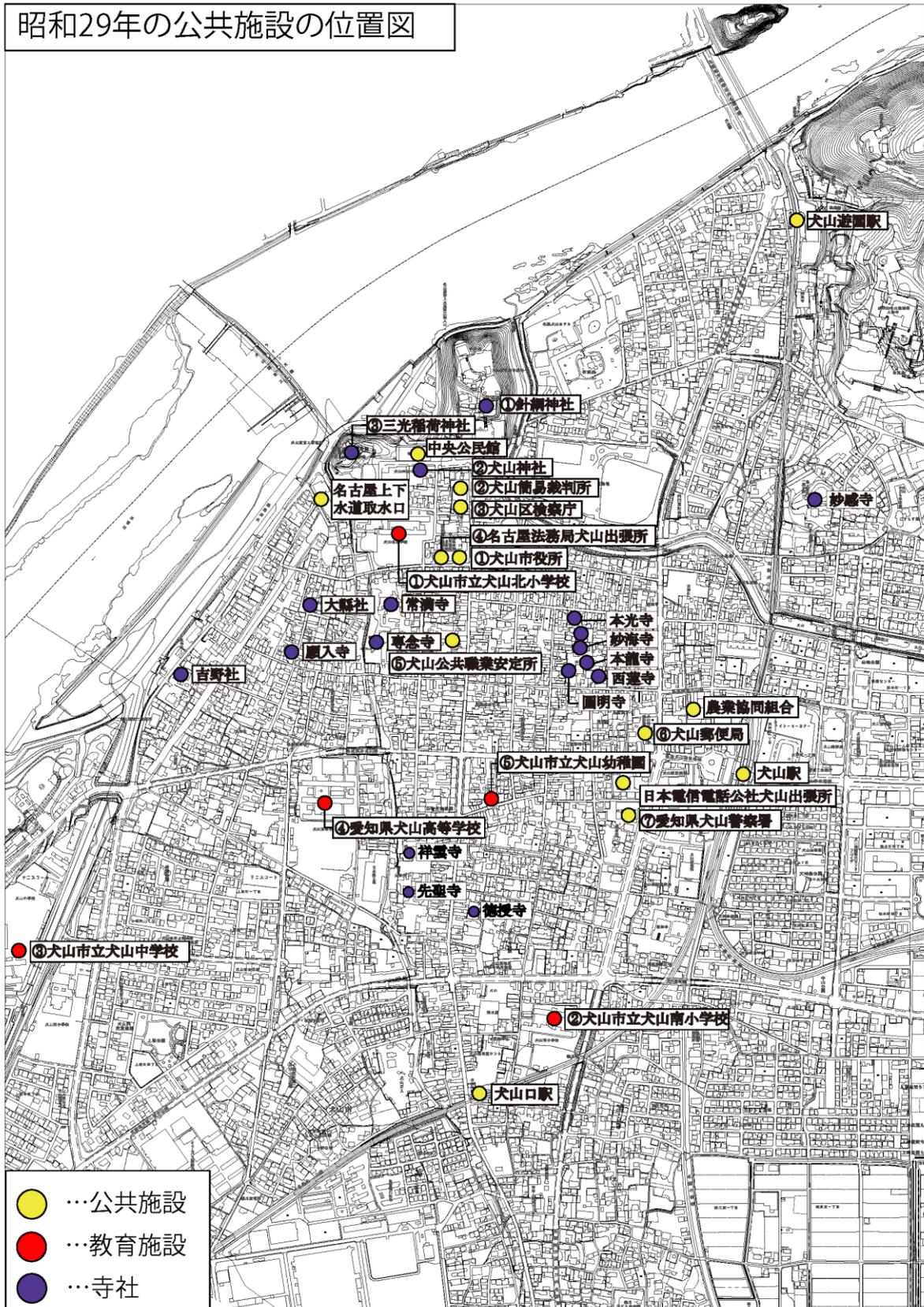
明治後期になると、公共施設は数を増し、犬山城城郭内から犬山城下町まで範囲を広げている。

明治39年の公共施設の位置図



※ 番号は後に記載する「犬山城下町における公共施設の変遷」、「犬山城下町における教育施設の変遷」及び「犬山城下町における神社の変遷」における調査番号と同様の番号を記載。

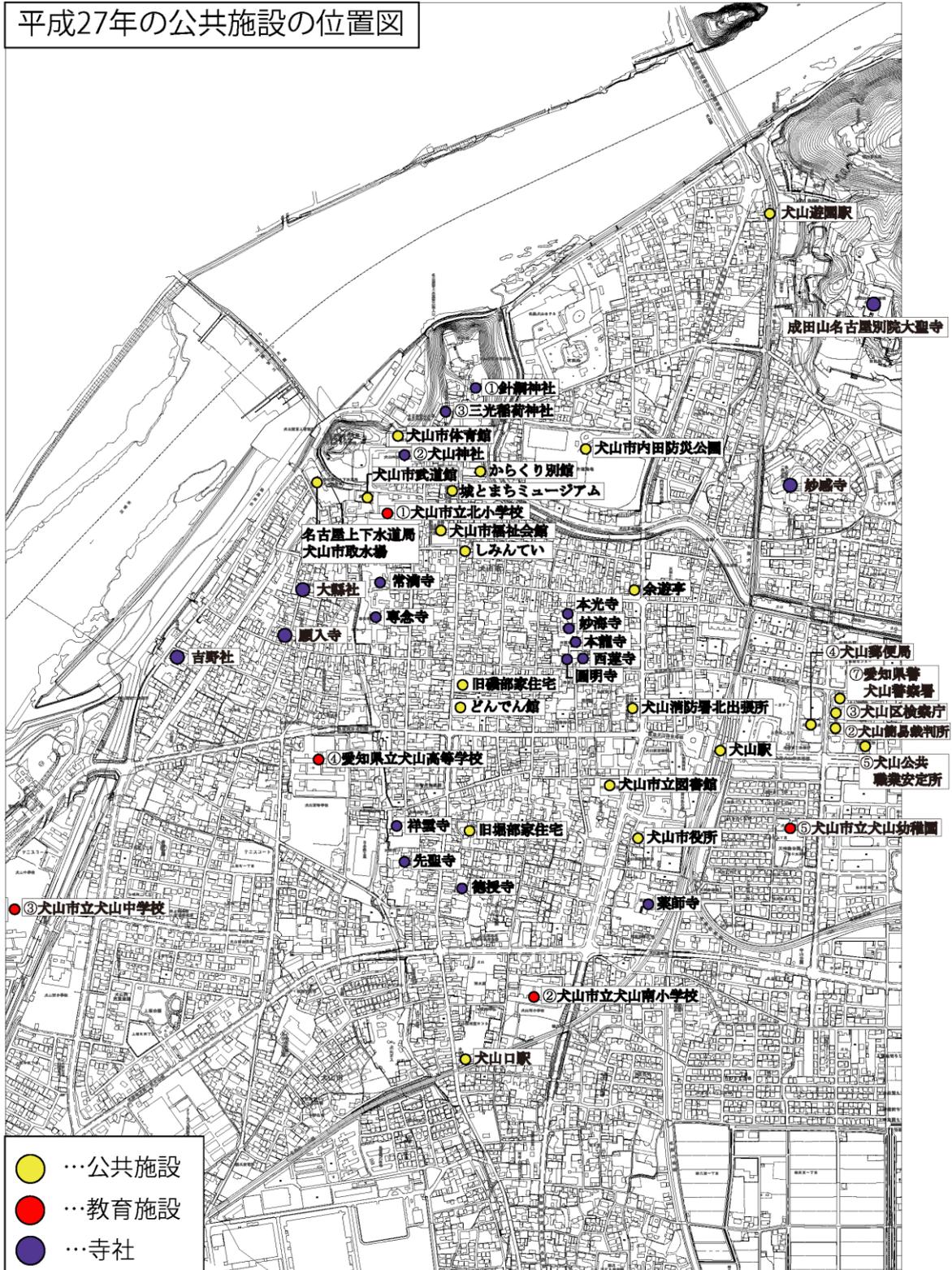
大正元年に敷かれた鉄道や、その後に起こるモータリゼーションの影響を受け、それまで犬山城城郭内に位置していた公共施設が徐々に犬山駅周辺に移転していたことがわかる。



※ 番号は後に記載する「犬山城下町における公共施設の変遷」、「犬山城下町における教育施設の変遷」及び「犬山城下町における神社の変遷」における調査番号と同様の番号を記載。

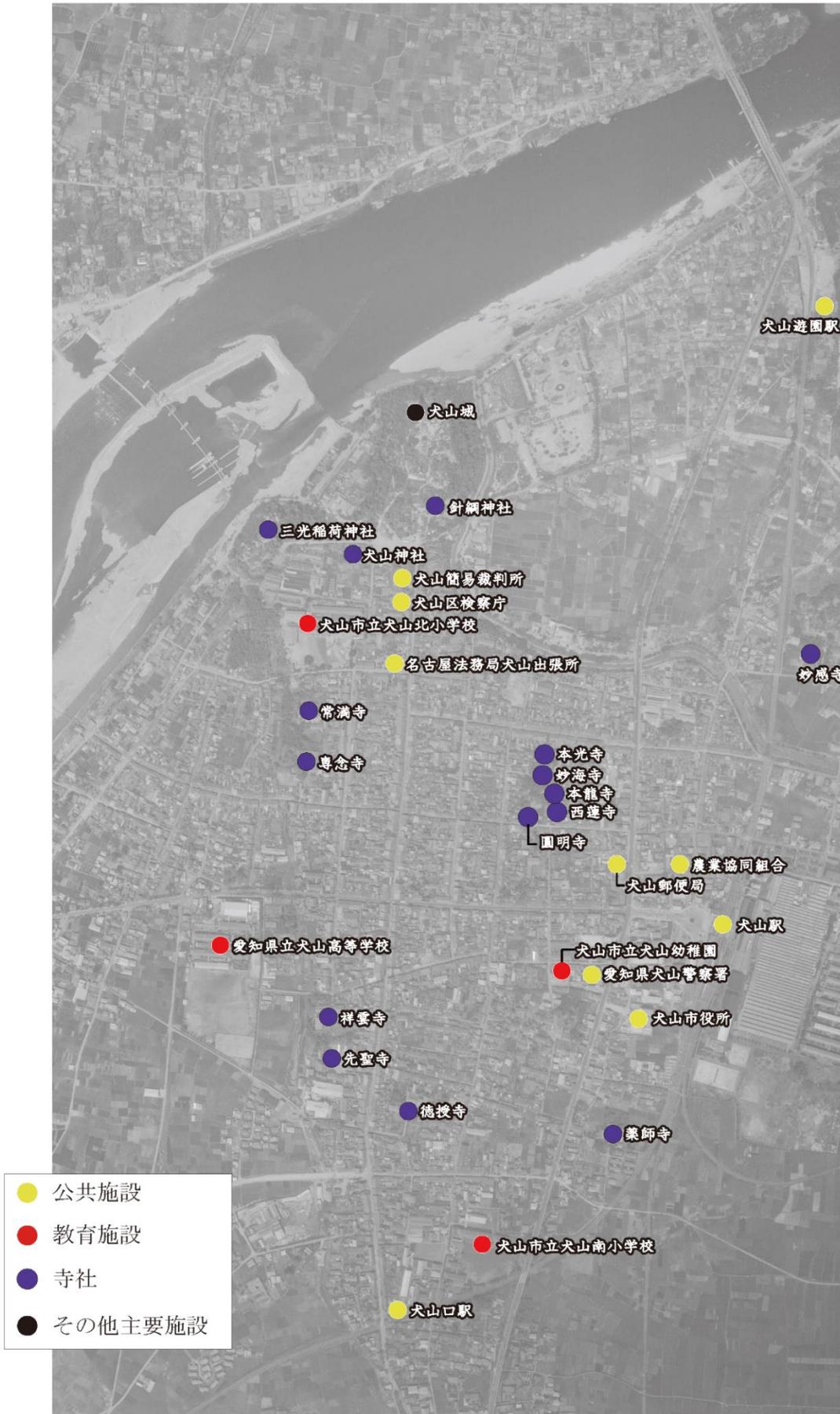
現在の犬山城下町地区の公共施設の配置を見ると、市制施行時に犬山城下町内に点在していた公施設も大多数が犬山駅東側に移転しており、どんでん館（中本町まちづくり拠点施設）、城とまちミュージアム（犬山市文化資料館）等のように城下町地区には観光客向けの施設が点在していることがわかる。

平成27年の公共施設の位置図



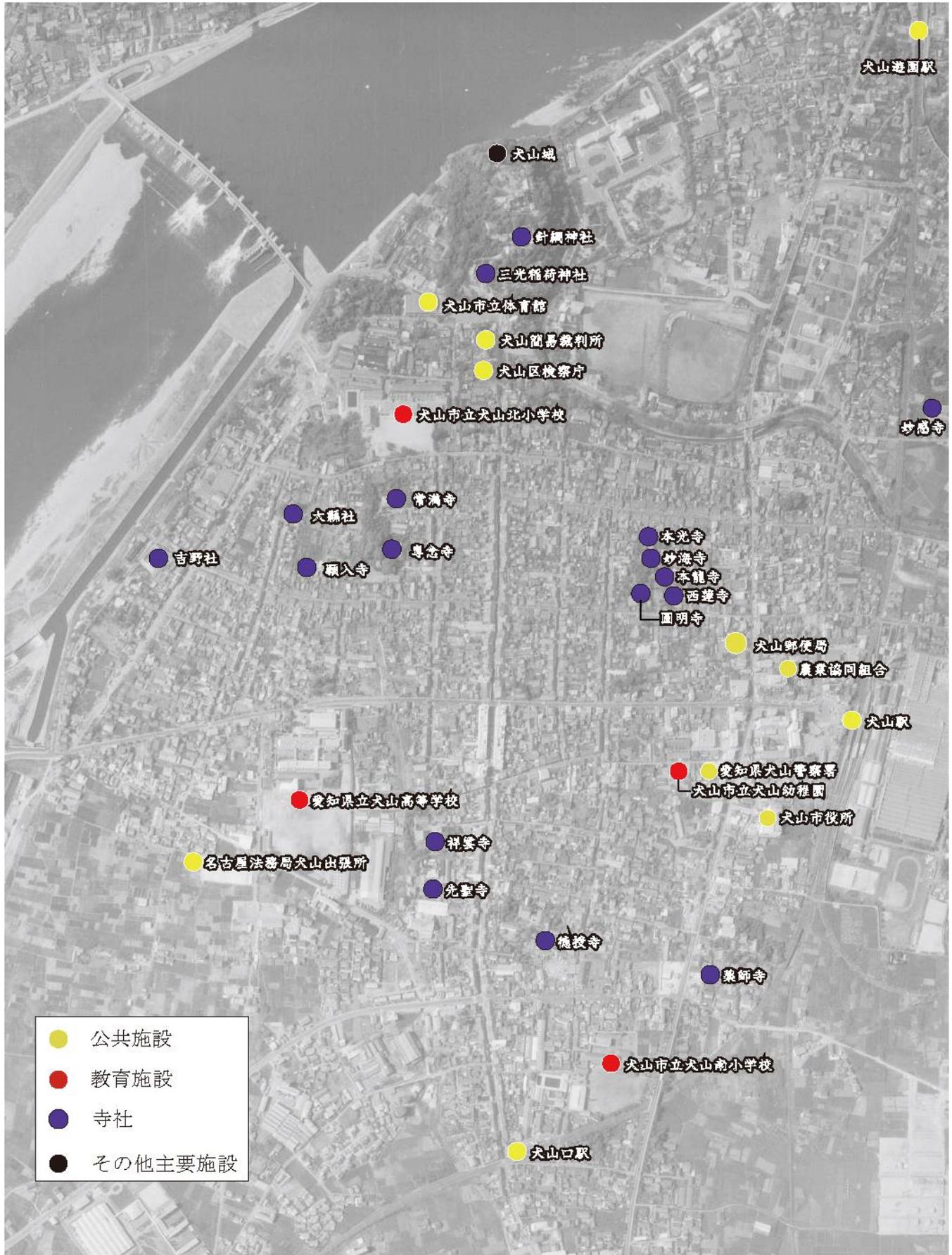
※ 番号は後に記載する「犬山城下町における公共施設の変遷」、「犬山城下町における教育施設の変遷」及び「犬山城下町における神社の変遷」における調査番号と同様の番号を記載。

昭和36年の航空写真



国土地理院撮影の空中写真（1961年4月30日撮影）

昭和44年の航空写真

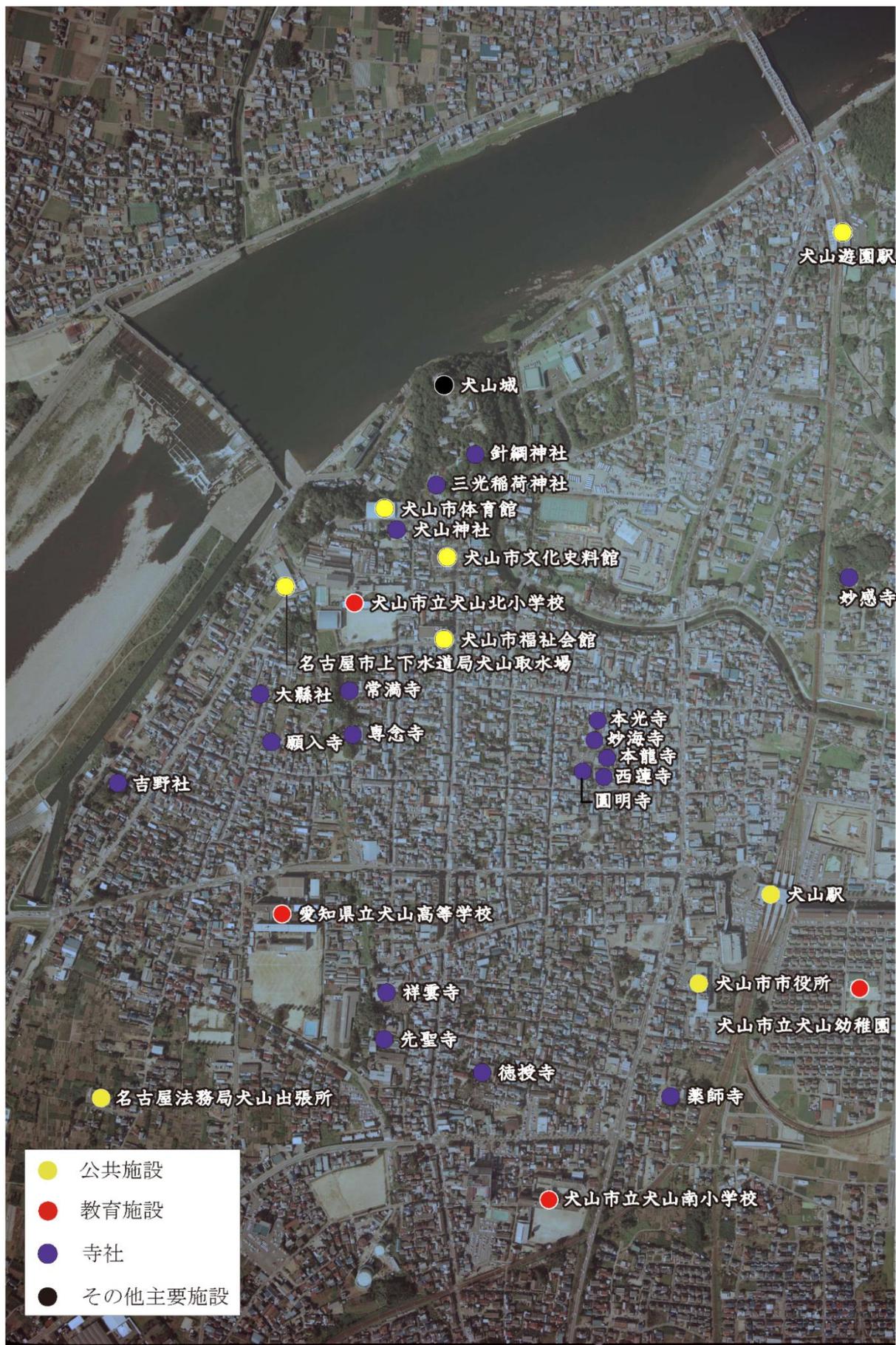


国土地理院撮影の空中写真（1969年5月1日撮影）

昭和57年の航空写真



国土地理院撮影の空中写真（1982年11月28日撮影）



国土地理院撮影の空中写真（1987年9月20日撮影）

① 犬山市役所の変遷について

■ 市役所（役場）の変遷について

※『犬山市通史編6 近代・現代』を参考

- (1) 年代不明
 - 所在地：練屋町集会所＝中程西側＝建物は現圓明寺庫裏
- (2) 年代不明
 - 所在地：外町(祥雲寺庫裏)
- (3) 年代不明
 - 所在地：明治9町 北へ曲がる東側（大本町信号交叉点北東側）
- (4) 年代不明
 - 所在地：大本町 常満寺＝本堂建物
- (5) 年代不明
 - 所在地：大本町 東側（西凶師との角を北へ約50m）
- (6) 年代不明
 - 所在地：大手町（現在の福社会館西入口の南側）
- (7) 明治初年 庁舎新築に伴い、役場位置を移転。
 - 所在地：北古券2-1-6（現在の福社会館の位置）
- (8) 昭和30年 庁舎新築に伴い、役場位置を移転。
 - 所在地：東畑36（現在地）

■ 市の名称の選定理由

※出典『犬山市史通史編 下近代・現代』

「犬山」という名称は室町時代より広く知られた名称で、「日本ライン犬山」が全国的にも海外にも著名であることから、犬山町外4ヵ村合併して市制を実施するにあたって「犬山市」と称することになった。市の名称については、住民の意向であり、協議会に於いても異議なく決定した。

■ 役場位置の選定理由

※出典『犬山市史通史編下 近代・現代』

役場位置については、市民の利便性等を考慮した結果、交通の便利が最もよい名鉄電車犬山駅前（犬山町大字犬山字東畑36番地）に新築することに決定した。

■ 市制施行時と現在の市政状況の比較

※出典『犬山市史通史編下 近代・現代』

昭和30年当時の市政データ

世帯数	人口	男	女	一世帯あたりの人口	人口密度（1km ² あたり）	面積
7,073	35,910	17,257	18,653	5.1	481.3	74.61 km ²



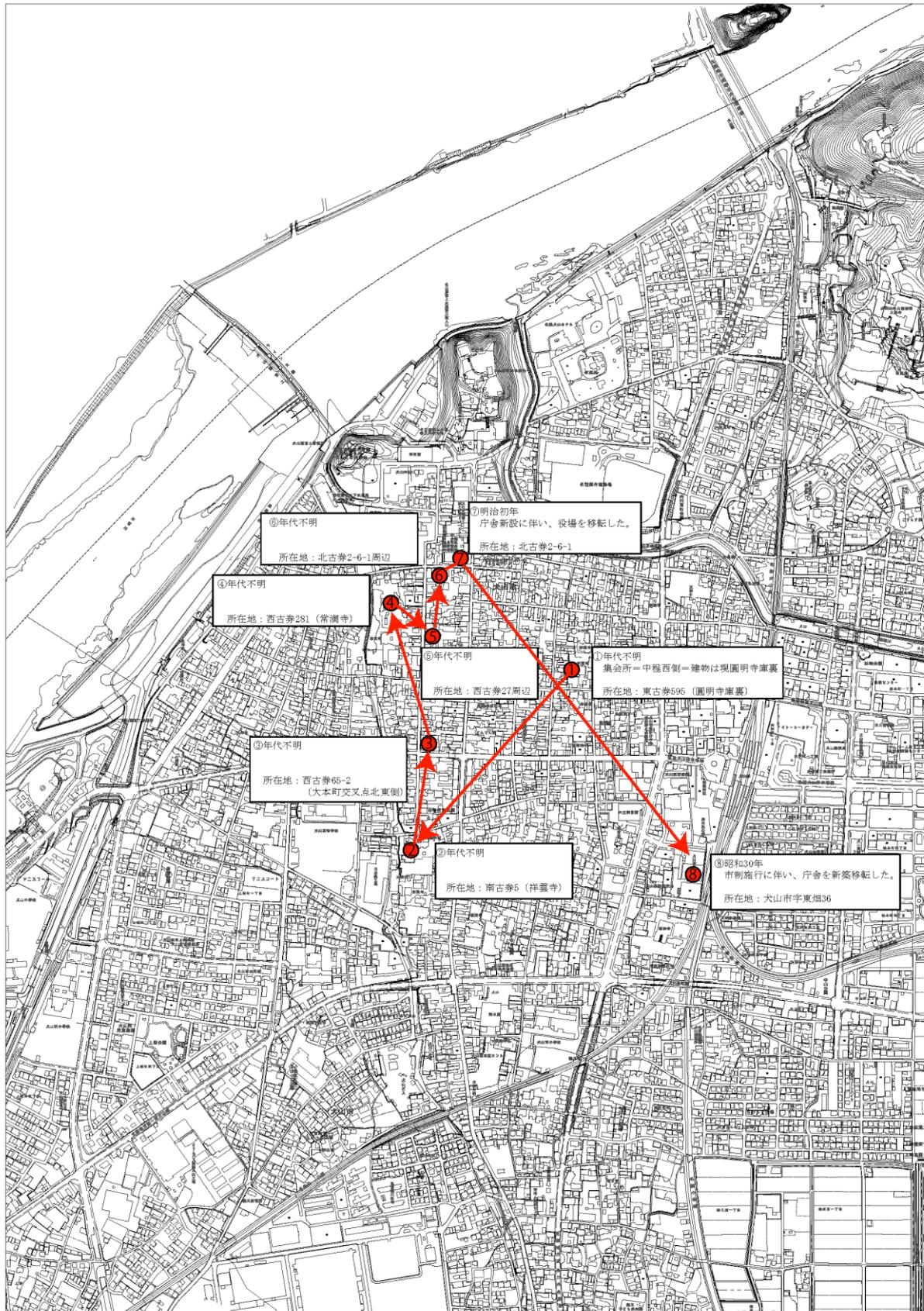
※犬山市史資料編6より引用

平成27年6月30日現在の市政データ

世帯数	人口	男	女	一世帯あたりの人口	人口密度（1km ² あたり）	面積
29,925	74,741	37,177	37,564	2.5	996.9	74.97 km ²

市制施行時から現時点での人口等を比較すると、世帯数はおよそ4倍、人口及び、人口密度は約2倍近く増加している。一方で、一世帯あたりの人口が半減していることから、団地やマンション等ができたことにより、高齢者のみの家庭、核家族、単身者が増加したことが考えられる。

■ 市役所（役場）の位置の変遷について



■ 写真で見る昭和と現在（平成27年）の市役所（役場）の様子



写真 市制施行前（昭和28年代）の犬山町役場の様子 ※犬山市所蔵



写真 現在（平成27年）の犬山市役所の様子

② 犬山簡易裁判所の変遷について

■ 犬山簡易裁判所の変遷 ※「検察庁裁判所移転関係」及び「犬山市史史料編6」を参考

(1) 昭和22年5月3日

下級裁判所の設立および管轄区域に関する法律（昭和22年法律第63号）第38条に基づき、犬山簡易裁判所を設置。また、事務の全部を一宮簡易裁判所に移転し即日事務の取扱いを開始。

(2) 昭和22年9月1日

一宮簡易裁判所に事務所移転中のところ、旧陸軍兵舎において開庁し即日事務取扱いを開始。

●所在地：愛知県丹羽郡犬山町大字犬山字北古券39【建物は旧陸軍兵舎跡】

(3) 昭和24年11月14日

庁舎新設に伴い、庁舎を移転。

●所在地：犬山町大字犬山字北古券9番地【現在の文化史料館の場所】

(4) 昭和59年3月2日

庁舎新設に伴い、庁舎を移転した。

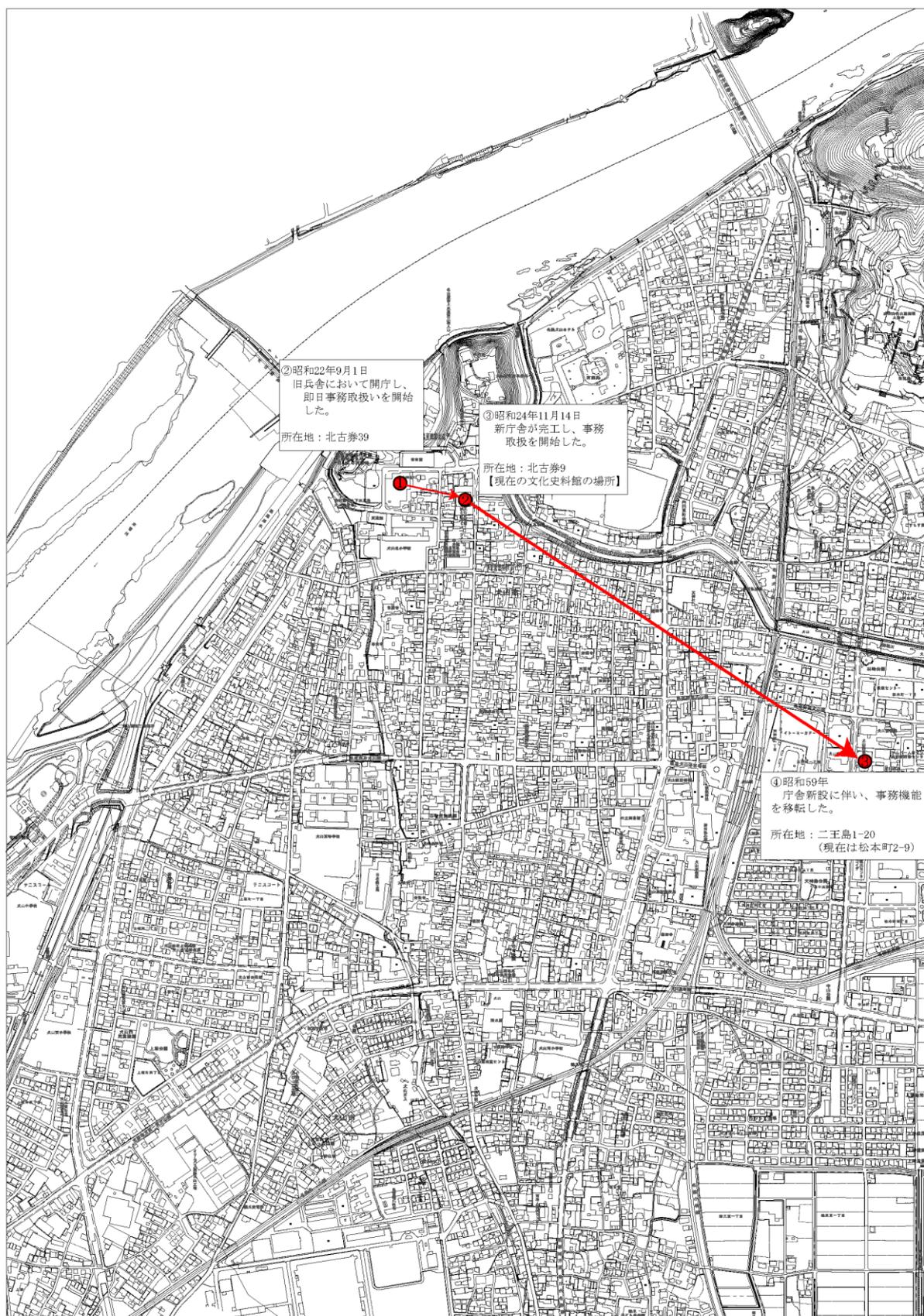
●所在地：二王島1-20【現在は松本町2-10】

■ 犬山簡易裁判所の変遷理由

※「検察庁裁判所移転関係」を参考

- 愛知県犬山市大字犬山字北古券（通称丸の内）に所在した庁舎は昭和24年の建築資材不足時代に建築され当時の粗悪な資材を使用しているため、伊勢湾台風等の被害により建物の傷みが酷くなっていたことや、駐車場が狭く、庁舎前の県道は駐車禁止であったため、利用者に変不便を強いていた。
- 犬山市は名古屋市のベッドタウン化により、近年飛躍的に発展し、管内の人口も昭和40年に比べて増加し、社会情勢の変化に伴い訴訟事件が日増しに増加したことで、当時の庁舎では狭隘となっていた。
- 開発や発展に歩調を合わせて各種公共施設の整備が行われ、管内官公署の全てが近代的建物になり、駐車場も整備されているが、当時では犬山裁判所と犬山区検察庁のみが取り残されている状態であったため、庁舎を移転する運びとなった。

■ 犬山簡易裁判所位置の変遷について



1/7200

■ 写真で見る昭和と現在（平成27年）の犬山簡易裁判所の様子



写真 市制施行前（昭和28年代）の犬山簡易裁判所の様子 ※犬山市所蔵



写真 現在（平成27年）の犬山簡易裁判所の様子

③ 犬山区検察庁の変遷について

■ 犬山区検察庁の変遷

※「検察庁裁判所移転関係」及び「犬山市史史料編6」を参考

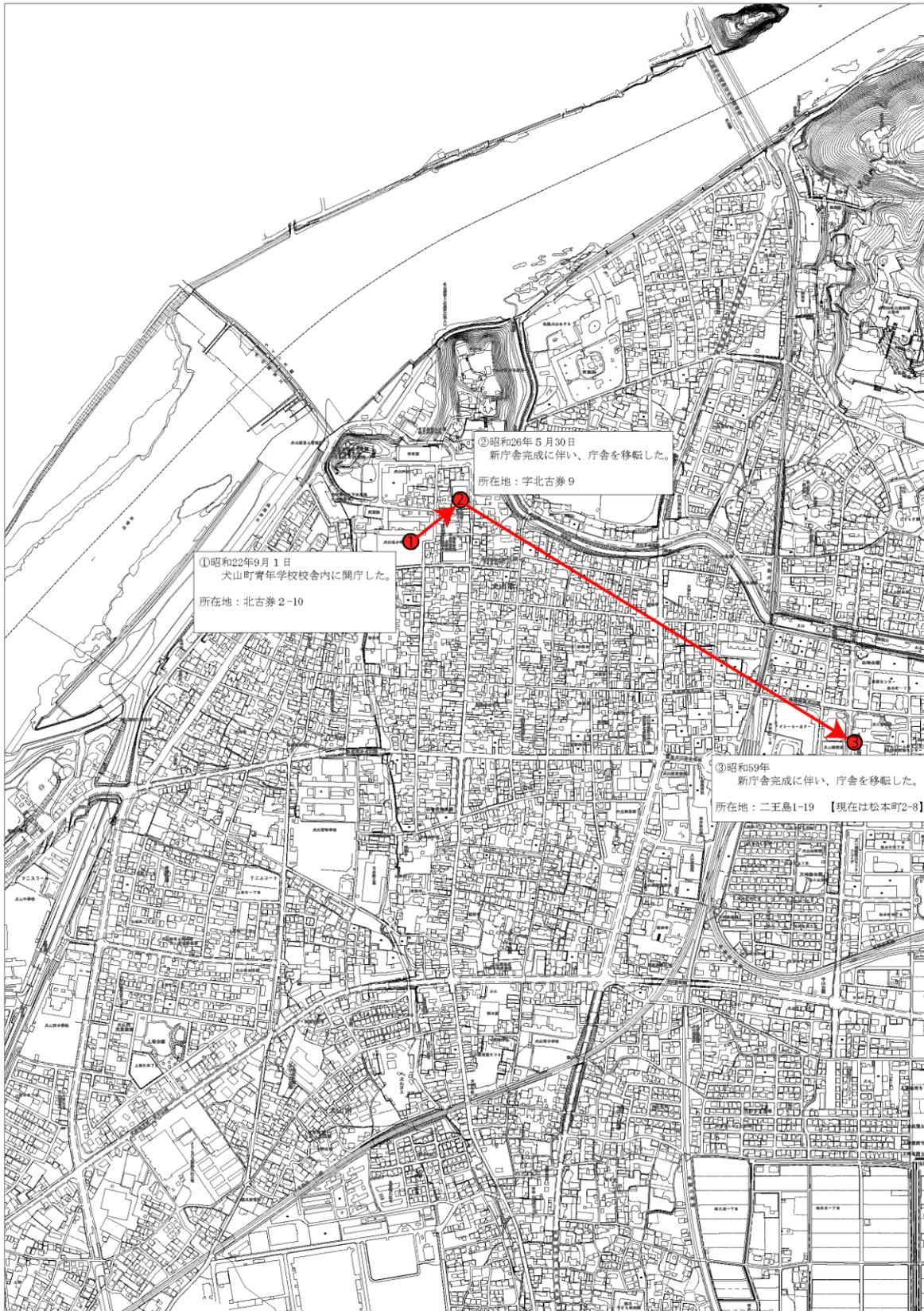
- (1) 昭和22年9月1日
犬山町青年学校校舎内に開庁。
●所在地：北古券2-10
- (2) 昭和26年5月30日
旧庁跡に新庁舎完工に伴い、庁舎を移転。
●所在地：犬山町大字犬山字北古券9
- (3) 昭和59年3月12日
新庁舎完成に伴い、庁舎を移転。
●所在地：二王島1-19【現在は松本町2-8】

■ 犬山区検察庁の変遷の理由

※「検察庁裁判所移転関係」を参考

- 交通違反者が激増していた当時、罰金の納入者で裁判所前の交通がマヒし、観光客のために設けられている犬山城前の駐車場が庁舎を利用する人たちで占有されている状況であったため、住民から庁舎の移転について陳情が提出されていた。
- また、建物の老朽化により、庁舎の改築工事を予定していたものの、先の住民からの陳情もあり、移転先用地の選定等について検討してきたが、適当な土地が見つかっていなかった。
- そんな中、犬山駅東のユニチカ犬山工場が会社合理化による工場閉鎖に伴い、取り壊し作業が急ピッチで進められており、建物等構造物の除去の大半完了したように見受けられたので、その跡地の一角を犬山簡易裁判所および犬山区検察庁の移転計画地として協議を行い、移転する運びとなった。

■ 犬山区検察庁位置の変遷



■ 写真で見る昭和と現在（平成27年）の犬山区検察庁の様子



写真 市制施行前（昭和28年代）の犬山区検察庁の様子



写真 現在（平成27年）の犬山区検察庁の様子

④ 名古屋法務局犬山出張所の変遷について

■ 名古屋法務局犬山出張所の変遷

※「犬山市史史料編6」を参考

(1) 明治20年2月

一宮治安裁判所稲置出張所が稲置村（犬山町本町）に設置。

●所在地：不明

(2) 明治23年11月

稲置出張所が、一宮区裁判所犬山出張所と改称され、所在地が東丸の内に移転。

●所在地：東丸の内（現在の福祉会館の場所）

(3) 大正2年（1913）

制度改正により、名古屋区裁判所犬山出張所と改称。

(4) 昭和6年11月18日

名古屋法務局犬山出張所の工事が竣工し、業務を開始。

●所在地：北古券1-6-21（現在の福祉会館の場所）

(5) 昭和29年4月1日

町村合併により、犬山市に引継ぎを行った。

(6) 昭和44年

庁舎新設に伴い、庁舎を移転。

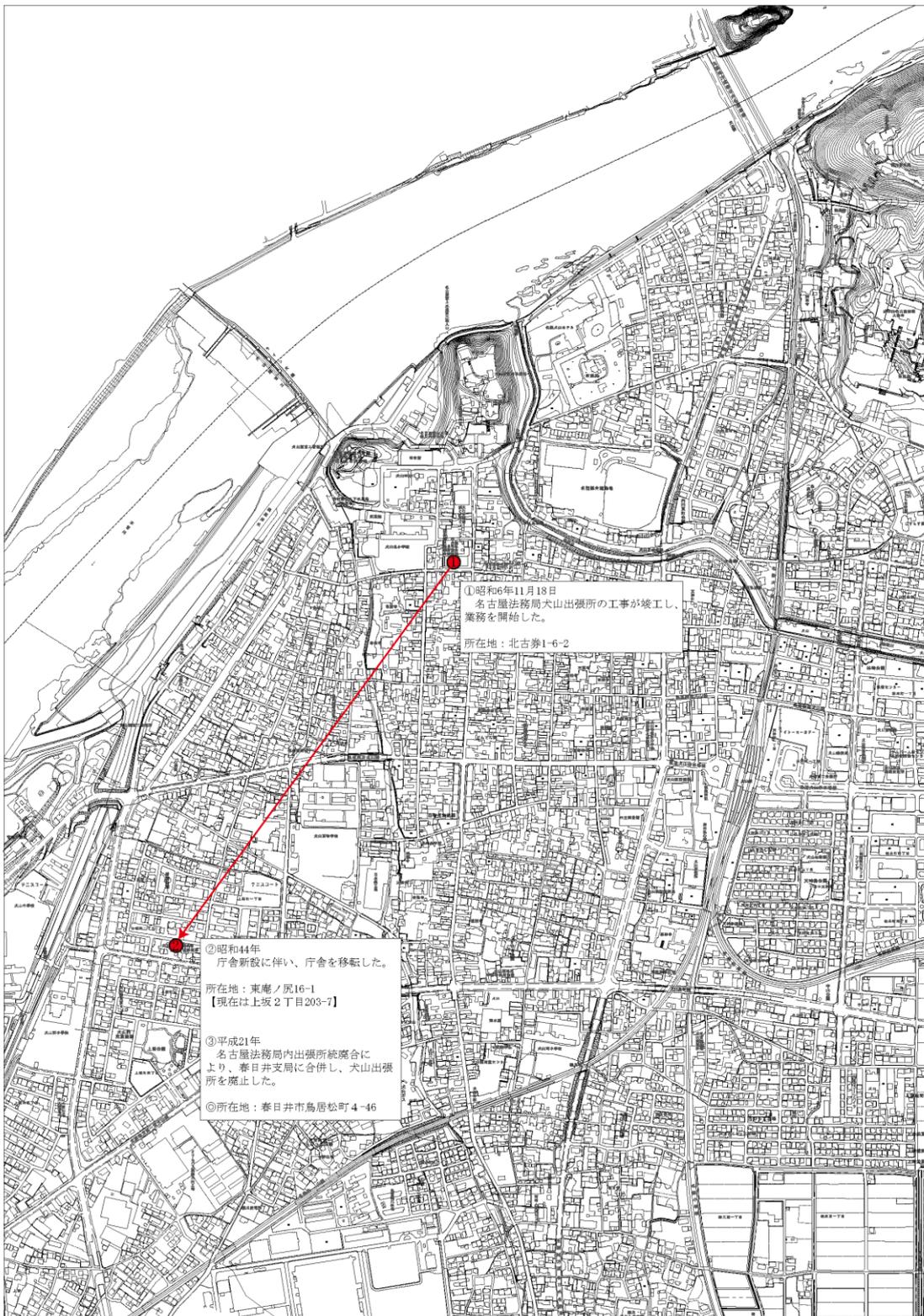
●所在地：東庵ノ尻16-1【現在は上坂2丁目203-7】

(7) 平成21年

名古屋法務局内出張所統廃合で犬山市は春日井支局の管轄区域となったため犬山出張所を廃止。

●所在地：春日井市鳥居松町4-46

■ 名古屋法務局犬山出張所位置の変遷について



■ 写真で見る昭和と現在（平成27年）の名古屋法務局犬山出張所の様子



市制施行前（昭和28年代）の名古屋法務局犬山出張所の様子 ※犬山市所蔵



写真 現在（平成27年）の名古屋法務局犬山出張所の様子

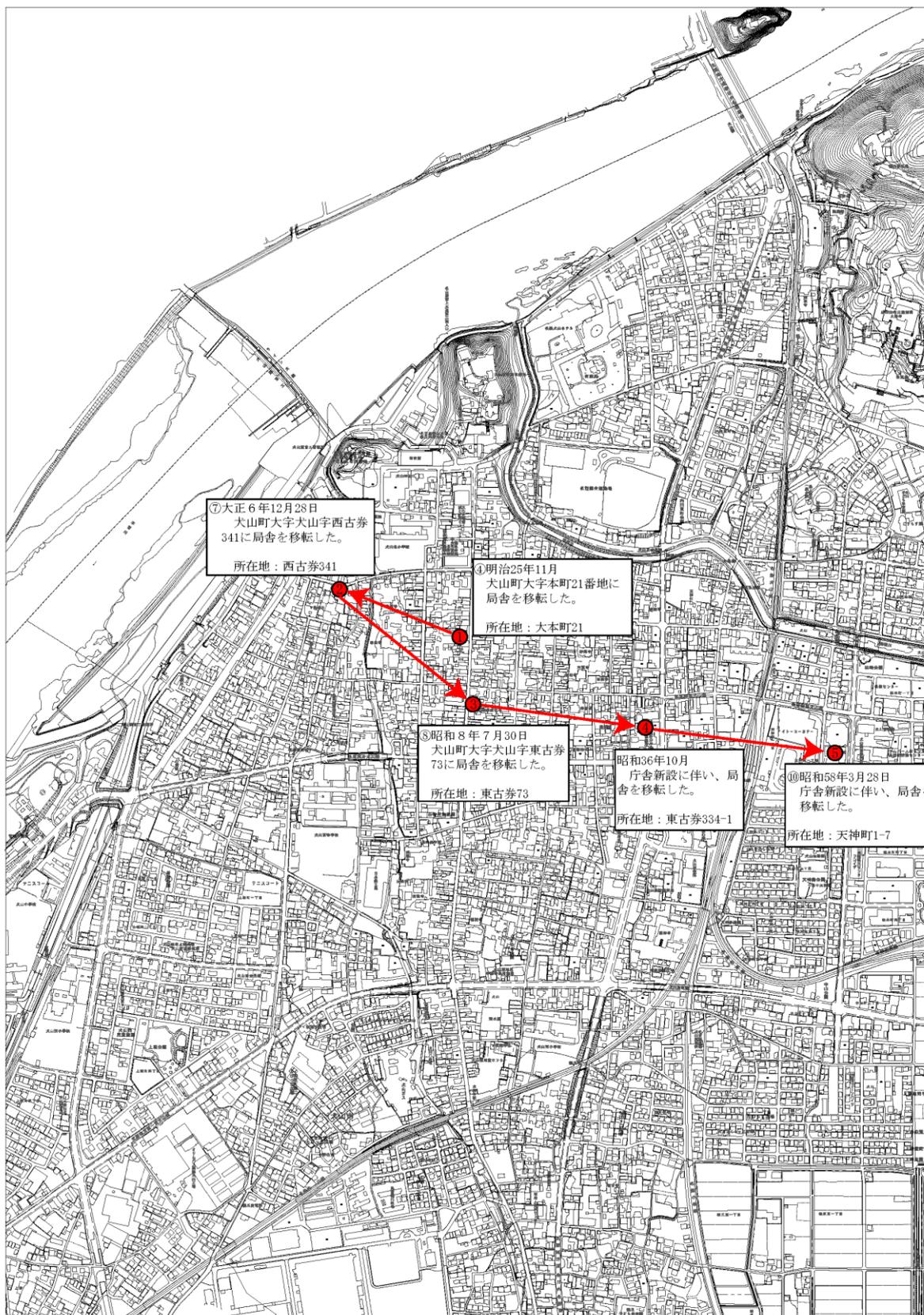
⑤ 犬山郵便局の変遷について

■ 犬山郵便局の変遷

※「犬山市史史料編6」を参考

- (1) 明治5年7月1日
稲置郡郵便取扱所として稲置村大字本町に設置され、郵便集配事務を開始。
●所在地：不明
- (2) 明治22年1月1日
稲置郵便局に局名を改称。
- (3) 明治12年4月1日
犬山郵便局と局名を改称。
- (4) 明治25年11月
犬山町大字本町21番地に局舎を移転した。
●所在地：大本町21【旧大和印刷（株）周辺】
- (5) 明治27年3月16日
犬山郵便電信局と局名を改称し、電信業務を開始。
- (6) 明治36年4月1日
犬山郵便局と局名を改称。
- (7) 大正6年12月28日
犬山町大字犬山字西古券34に局舎を移転。
●所在地：西古券34【現在の滝野家住宅周辺】
- (8) 昭和8年7月30日
犬山町大字犬山字東古券73に局舎を移転。
●所在地：東古券73【旧磯部家住宅北隣】
- (9) 昭和36年10月
庁舎新設に伴い、局舎を移転。
●所在地：東古券334-1【現在の犬山消防署北出張所の場所】
- (10) 昭和58年3月28日
庁舎新設に伴い、局舎を移転。
◎所在地：天神町1-7【現在地】

■ 犬山郵便局位置の変遷について



1/7200

■ 写真で見る昭和と現在（平成27年）の郵便局の様子



写真 市制施行前（昭和28年代）の犬山郵便局の様子

※犬山市所蔵

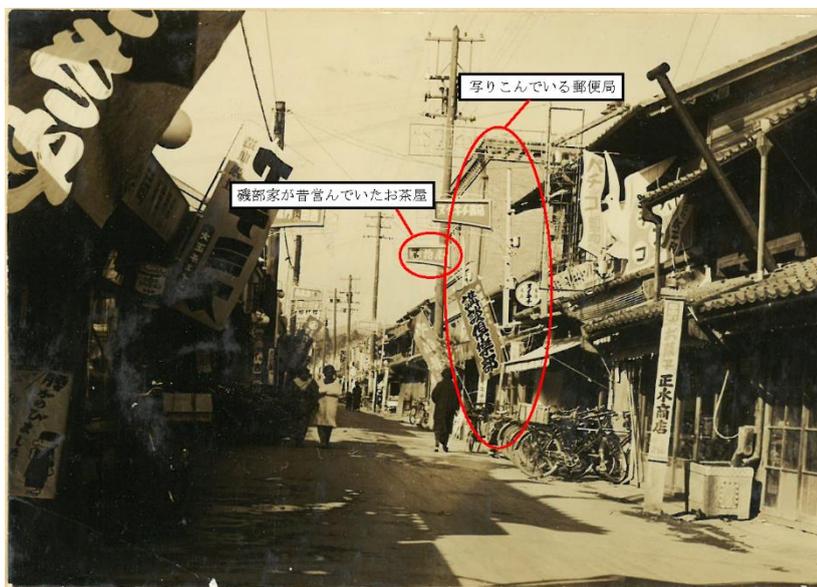


写真 市制施行前（昭和28年代）の本町通りの写真に写りこむ郵便局

※犬山市所蔵



写真 現在（平成27年）の犬山郵便局の様子

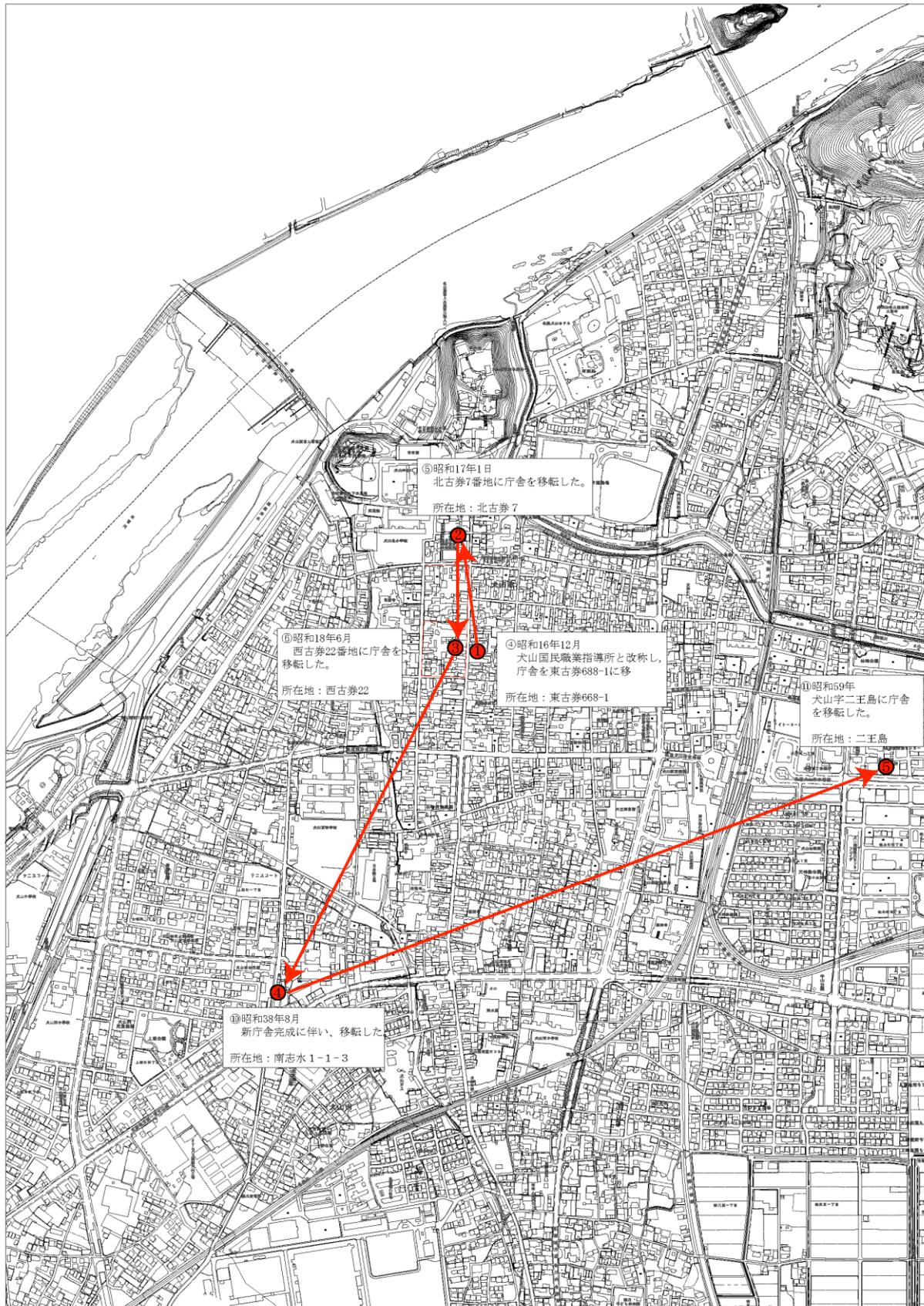
⑥ 公共職業安定所の変遷について

■ 公共職業安定所の変遷

※出典『犬山市史 史料編6』

- (1) 昭和12年2月
「犬山町営職業安定所」を設置。
- (2) 昭和13年7月
「一宮職業紹介所犬山出張所」と改称し、国営となる。
- (3) 昭和16年2月
「一宮職業安定所犬山出張所」と改称。
- (4) 昭和16年12月
「犬山国民職業指導所」と改称。
●所在地：大字犬山字東古券668-1
- (5) 昭和17年1月
庁舎を移転。
●所在地：大字犬山北古券7番地
- (6) 昭和18年6月
庁舎を移転。
●所在地：大字犬山字西古券22番地
- (7) 昭和19年3月
「犬山国民勤労働員署」と改称。
- (8) 昭和20年10月
「犬山勤労署」と改称。
- (9) 昭和22年4月
「犬山公共職業安定所」と改称。
- (10) 昭和38年3月
新庁舎が完成。
●所在地：犬山市大字犬山字南志水1-1-3
- (11) 昭和59年3月
犬山市大字犬山字二王島に庁舎を移転。
●所在地：犬山市大字犬山字二王島1-18【現在は松本町2-10】

■ 公共職業安定所位置の変遷について



1/7200